

「電話装置保守（本局庁舎）」に係る見積合せ及び契約について

- 契約は総価契約です。
- 本調達案件の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- 本調達案件については、本市労務単価のうち日額単価については令和7年度、その他の単価等については令和8年度を適用して積算、見積及び契約を行います。
- 本調達案件の受託者は、契約締結後に、発注担当課に対して労務単価額の変更に伴う契約金額の変更協議を請求できます。
- 当該協議により変更する金額については、「令和8年度の本市労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じた額と当初契約額との差額」により算定することを基本とし、算定方法及び請求方法の詳細は、別途交通局から受託者に対し通知します。